

浜松市教育委員会規則第1号

浜松市教育職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 浜松市教育職員の給与に関する規則(平成29年浜松市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 給与条例第13条第2項の規定による扶養親族には、次の各号のいずれかに該当する者は含まない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 給与条例第17条第2項第1号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が算定基礎期間(給与条例第17条第7項に規定する算定基礎期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 給与条例第13条第2項の規定による扶養親族には、次の各号のいずれかに該当する者は含まない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年額130万円以上<u>(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>にあっては、<u>年額150万円以上</u>)の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 給与条例第17条第2項第1号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が算定基礎期間(給与条例第17条第5項に規定する算定基礎期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額</p>

(2)・(3) (略)

4 (略)

第32条 給与条例第17条第2項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 給与条例第17条第2項第2号アに該当する職員 2,000円
- (2) 給与条例第17条第2項第2号イに該当する職員 4,200円
- (3) 給与条例第17条第2項第2号ウに該当する職員 7,300円
- (4) 給与条例第17条第2項第2号エに該当する職員 1万400円
- (5) 給与条例第17条第2項第2号オに該当する職員 1万3,500円
- (6) 給与条例第17条第2項第2号カに該当する職員 1万6,600円
- (7) 給与条例第17条第2項第2号キに該当する職員 1万9,700円
- (8) 給与条例第17条第2項第2号クに該当する職員 2万2,800円
- (9) 給与条例第17条第2項第2号ケに該当する職員 2万5,900円
- (10) 給与条例第17条第2項第2号コに該当する職員 2万9,100円
- (11) 給与条例第17条第2項第2号サに該当する職員 3万2,300円
- (12) 給与条例第17条第2項第2号シに該当する職員 3万5,500円
- (13) 給与条例第17条第2項第2号スに該当する職員 3万8,700円

(2)・(3) (略)

4 (略)

第32条 給与条例第17条第2項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 片道5キロメートル未満 2,000円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 1万400円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 1万3,500円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 1万6,600円
- (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 1万9,700円
- (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 2万2,800円
- (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 2万5,900円
- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 2万9,100円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 3万2,300円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 3万5,500円
- (13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 3万8,700円
- (14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 4万2,200円

(15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 4万5,700円

(16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 4万9,200円

(17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 5万2,700円

(18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 5万6,200円

(19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 5万9,600円

(20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 6万3,000円

(21) 片道100キロメートル以上 6万6,400円

第34条 給与条例第17条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給与条例第17条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（その合計額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円）

第34条 給与条例第17条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給与条例第17条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（その合計額が6万6,400円を超えるときは、6万6,400円）

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

第42条 給与条例第17条第7項に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

第43条 (略)

(住居手当)

第44条 (略)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

第42条 給与条例第17条第5項に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

第43条 (略)

第43条の2 通勤手当の支給は、職員が新たに給与条例第17条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合においては、その届出の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、死亡し、又は同項の職員たる要件を具備しなくなった場合においては、それぞれその者が離職し、死亡し、又は同項の職員たる要件を具備しなくなった日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

2 通勤手当を受けている職員にその月額を減額すべき事実が生じるに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）、増額すべき事実が生じるに至った場合においては、その届出の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定する。

(住居手当)

第44条 (略)

(手当の支給日)

第70条 (略)

2 (略)

3 第41条に規定する通勤手当は、第29条の規定により改定された日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その月)の給料の支給日に支給する。

別表第8(第23条関係)

職務の級	調整基本額
(略)	
4級	12,700円

(手当の支給日)

第70条 (略)

2 (略)

3 第41条に規定する通勤手当は、第29条の規定により改定された日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)の給料の支給日に支給する。

別表第8(第23条関係)

職務の級	調整基本額
(略)	
4級	12,700円(給与条例別表第1の備考の2に規定する職員にあっては、12,900円)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成29年浜松市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第2条 条例第4条第1項の教育委員会規則で定める程度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例第4条第1項第1号の業務 同項第3号に規定する週休日等(以下「週休日等」という。)において業務に従事した時間が4時間以上(同項第1号ウの業務にあっては、2時間以上)に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間(浜松市教育職員の給与に関する条例(平成29年浜松市条例第34号)第3条第1項に規定する正規の勤務時間をいい、浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年浜松市条例第21号。以下</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第2条 条例第4条第1項の教育委員会規則で定める程度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例第4条第1項第1号の業務 同項第3号に規定する週休日等(以下「週休日等」という。)において業務に従事した時間が4時間以上(同項第1号ウの業務にあっては、2時間以上)に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間(浜松市教育職員の給与に関する条例(平成29年浜松市条例第34号)第3条第1項に規定する正規の勤務時間をいい、浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年浜松市条例第21号。以下</p>

「勤務条件条例」という。) 第9条第2項又は第10条の規定により勤務を要しないものとされた時間を除く。第3号及び第4号において同じ。) を超えて4時間以上(条例第4条第1項第1号ウの業務にあつては、2時間以上)に及ぶもの

(2) 条例第4条第1項第2号及び第3号の業務 その日において業務に従事した時間が4時間以上に及ぶもの

(3) 条例第4条第1項第4号の業務 週休日等において業務に従事した時間が引き続き2時間以上に及ぶもの又は同項第4号に規定する4時間勤務日等において業務に従事した時間が正規の勤務時間を超えて引き続き2時間以上に及ぶもの

(4) (略)

(手当の減額)

第5条 次の各号に掲げる場合における教員特殊業務手当の額は、条例第6条の規定により、当該各号に定める額に減額して支給する。

(1)～(3) (略)

(4) 条例第4条第1項第4号に規定する業務に従事した時間が1日において4時間に満たない場合 当該業務に係る手当の額に2分の1を乗じて得た額

「勤務条件条例」という。) 第9条第2項又は第10条の規定により勤務を要しないものとされた時間を除く。第4号及び第5号において同じ。) を超えて4時間以上(条例第4条第1項第1号ウの業務にあつては、2時間以上)に及ぶもの

(2) 条例第4条第1項第2号の業務 その日において業務に従事した時間が4時間以上に及ぶもの

(3) 条例第4条第1項第3号の業務 その日において業務に従事した時間が3時間以上に及ぶもの

(4) 条例第4条第1項第4号の業務 週休日等において業務に従事した時間が引き続き3時間以上に及ぶもの又は同号に規定する4時間勤務日等において業務に従事した時間が正規の勤務時間を超えて引き続き3時間以上に及ぶもの

(5) (略)

(手当の減額)

第5条 次の各号に掲げる場合における教員特殊業務手当の額は、条例第6条の規定により、当該各号に定める額に減額して支給する。

(1)～(3) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部改正)

第3条 浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例

施行規則（昭和46年浜松市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育職員の業務量の適切な管理等)</p> <p>第3条の2 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（<u>公立学校の教育職員の業務量の適切な管理</u>その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年浜松市条例第21号。以下「勤務条件条例」という。）第8条第1項に規定する休日等に割り振られた正規の勤務時間以外の正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）<u>第5条</u>の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の4の規定により教育職員を労働させる場合には、当該教育職員についての第1項及び第2項に規定する上限の適用について</p>	<p>(教育職員の業務量の適切な管理等)</p> <p>第3条の2 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（<u>公立学校の教育職員の業務量の適切な管理</u>その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和7年文部科学省告示第114号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年浜松市条例第21号。以下「勤務条件条例」という。）第8条第1項に規定する休日等に割り振られた正規の勤務時間以外の正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）<u>第5条第1項又は第2項</u>の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の4の規定により教育職員を労働させる場合には、当該教育職員についての第1項及び第2項に規定する上限</p>

は、第1項中「45時間」とあるのは「42時間」と、「360時間」とあるのは「320時間」と、第2項中「45時間」とあるのは「42時間」とする。	の適用については、第1項中「45時間」とあるのは「42時間」と、「360時間」とあるのは「320時間」と、第2項中「45時間」とあるのは「42時間」とする。
5 (略)	5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市学校運営協議会規則の一部改正)

第4条 浜松市学校運営協議会規則（令和元年浜松市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。</p>	<p>(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第6条 校長は、教育課程の編成、<u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）</u>第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。</p>
2 (略)	2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 第2条の規定による改正後の浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第2条及び第5条の規定は、この規則の施行の日以後に従事する業務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前に従事した業務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

(あらし)

この規則は、地域手当、給料の特例措置の率及び通勤手当を改定する浜松市教育職員の

給与に関する条例の一部改正に伴うもののほか、所要の整備を行うものです。